

○届出をしようとする者の使用に係る電子計算機に係る技術的基準

(平成一五・三・二四閣・財・文・厚・農・経・国・環告一)
(改正平成一六・三・二六閣・財・文・厚・農・経・国・環告一)

内閣総理大臣	名
財務大臣	名
文部科学大臣	名
厚生労働大臣	名
農林水産大臣	名
経済産業大臣	名
国土交通大臣	名
環境大臣	名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び
管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成
十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働
省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環
境省令第一号。以下「規則」という。)第十一
条に規定する届出をしようとする者の使用に係
る電子計算機は、次の各号に掲げる機能のすべ
てを備えたものでなければならぬ。
一 規則第十一條に規定する指定電子計算機
に備えられたファイルから入手した排出量
二等届出様式に入力できる機能
二 都道府県知事の使用に係る電子計算機と
通信できる機能